

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

要綱

一 施行期日の修正

健康保険法における全国健康保険協会に対する国庫補助に関する改正規定、高齢者の医療の確保に関する法律における後期高齢者支援金の額の算定に係る全面総報酬割の実施までの間の総報酬割部分の特例に関する改正規定等の施行期日を「平成二十七年四月一日」から「公布の日」に改めるものとする。

(附則第一条関係)

二 その他

その他所要の規定の整理を行うものとする。